

入札公告（建設工事）の変更

入札公告を次のとおり変更します。

平成21年2月20日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長
津森 ジュン

- 1 公告日 平成21年2月19日
- 2 工事名 C C T V設備非常用電源設置工事（電子入札対象案件）
- 3 変更内容
2.(2)を下記に変更します。

記

2. 競争参加資格に関する事項
(2) 近畿地方整備局における平成19・20年度一般競争（指名競争）参加資格「電気設備工事C等級」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月19日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長
津森 ジュン

1. 工事の概要等

- (1) 工事名 C C T V設備非常用電源設置工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 滋賀県野洲市南桜地先 他 1箇所
- (3) 工事概要 本工事は野洲川に設置しているC C T V設備 2箇所について、非常用電源設備の設置を行うものである。

非常用電源設備設置	2台
耐雷装置	2台
配線・配管	1式
- (4) 工期 平成21年7月31日まで
- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2. 競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第 165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 近畿地方整備局における平成19・20年度一般競争（指名競争）参加資格「電気に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建設業法に基づく「電気工事」の許可を受けている本店、支店又は営業所が近畿地方整備局管内の府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）にあること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）については、経常JVの所在地が上記の府県内にあること。
- (5) 平成5年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記1）及び2）の要件を満たす工事の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。)

1) 交流入力断時に自動的に蓄電池から負荷へ電源供給できる電源装置の設置、又は移設を含む工事。

2) 上記1)において、平成8年4月1日以降に完成した国土交通省大臣官庁官庁営繕部又は各地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)で低入札価格調査制度調査対象工事(以下「低入札工事」という。)以外の工事にあつては、工事成績評定が65点未満でないことが確認できるもの。また、低入札工事にあつては工事成績が70点未満でないことが確認できるもの。

なお、経常JVにあつては、構成員のうちの1社が平成5年度以降に元請として完成・引渡し完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が平成5年度以降に元請として完成・引渡し完了した下記の3)及び4)の要件を満たす工事の施工実績(以下「その他構成員の実績」という。)を有すること(共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。)

3) 交流入力断時に自動的に蓄電池から負荷へ電源供給できる電源装置の設置、又は移設を含む工事。

4) 上記3)において、平成8年4月1日以降に完成した国土交通省大臣官庁官庁営繕部又は各地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)で低入札工事以外の工事にあつては、工事成績評定が65点未満でないことが確認できるもの。また、低入札工事にあつては工事成績が70点未満でないことが確認できるもの。

(6) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。

ただし、請負金額が2,500万円以上の場合には専任で配置できること。

1) 1級電気工事施工管理技士(監理技術者を配置する場合)、2級電気工事施工管理技士(主任技術者を配置する場合)又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2) 平成5年度以降に元請として完成・引渡し完了した上記(5)1)及び2)の要件を満たす工事すべての経験(以下「同種工事すべての経験」という。)を有する者であること(共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の経験は認められない。)。なお、平成8年4月1日以降に完成した低入札工事の工事成績評定は65点未満でないことで実績とする。

なお、配置予定技術者の「同種工事」にあつては、下記ア)を前記(5)1)と同等と見なすことができるものとする。ただし、この場合は加点しない。

ア) 各種設備の電源設備の設置、又は移設を含む工事。

3) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

4) 配置予定技術者(及びその他構成員の配置予定技術者)については、直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があること。

なお、経常JVにあつては、構成員のうちの1社が上記1)から4)の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事に配置できること。

ただし、請負金額2,500万円以上の場合の経常JVにあつては、構成員のうちの1社が上記1)から4)の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(7) 本工事に経常JVとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない(事業協同組合についても、同様

- とする。)。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (9) 平成18年度及び平成19年度において各年度の工事成績評定点の平均値が2年連続して60点未満の場合は欠格とする。
 - (10) 4 . (3) で示す申請書及び資料の提出期限において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。
 - (11) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。) (入札説明書参照)。
 - (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 . 総合評価に関する事項

(1) 入札に関する事項

1) 施工計画等の技術提案に関する評価項目

ア) 企業の施工能力等 最大20点

「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域精通度」について評価する。

2) 落札者の決定方法

入札参加者は、次のア) からウ) のすべての要件に該当する者のうち、下記(2) 「総合評価の方法」によって算出された数値(以下「評価値」という)の最も高い者を落札者とする。(入札説明書参照)

ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ) 上記1) の内容が適正であること。

ウ) 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

当該工事について入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

2) 加算点

(1) 1) の評価項目について、加算点を与える。(入札説明書参照)

3) 評価基準

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点、加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) 上記(1) において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

4 . 入札手続等

(1) 担当部局 〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 経理課 専門職

電話 077-546-0844 (代) 内線220

(2) 入札説明書及び見積りに必要な図書等の交付期間及び交付場所

入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムにより交付する。(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウン

ロードすること。)

交付期間は、平成21年2月19日(木)から平成21年2月25日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体(CD-R等)を下記2)に持参することにより、電子データにて交付するので、下記2)にあらかじめ申し出ること。

1) 交付期間：平成21年2月19日(木)から平成21年2月25日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで

2) 申込先及び交付場所：

〒520-2279

滋賀県大津市黒津4-5-1

近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 経理課 専門職

電話 077-546-0844(代) 内線220

3) 交付申込期限 平成21年2月24日(火)正午まで

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法

1) 提出期間：平成21年2月20日(金)から平成21年2月26日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで。

2) 提出先(紙により持参する場合のみ)

：滋賀県大津市黒津4-5-1

近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 経理課 専門職

電話 077-546-0844(代) 内線220

3) 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

(4) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること(郵送による提出は認めない。)

1) 電子入札システムによる締切は、平成21年3月11日(水)正午まで。

2) 紙により持参の場合は、平成21年3月11日(水)正午までに近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 経理課 専門職に提出すること。

3) 開札は、平成21年3月12日(木)午前10時00分 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行京都支店大津代理店)。

ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店大津代理店)又は金融機関もしくは保証事業会社の保証(取扱官庁 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。（入札説明書参照）

(5) 契約変更の取り扱い

請負者が作成する施工計画書のうち、技術提案に係わる資料については発注者が確認するが請負代金額の変更は行わない。

ただし、不可抗力（地震、風水害等）によって、地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と請負者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。

また、現場条件、関連機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合は、発注者と請負者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。

(6) 契約締結後のVE提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる（契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後VE方式）。提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、設計図書を変更し、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

(7) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札決定後、工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）等により配置予定の監理（又は主任）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者（又は主任技術者）及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

(9) 調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、工事完成後に行う工事コスト調査にかかる資料を、発注者において公表するものとする。なお、コスト調査にかかる資料は、工事完成後30日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、工事成績を10点減点し、さらに工事实績として認めない。

または、下請業者にしわ寄せが判明した場合や、記載内容に誤り・齟齬・乖離が判明した場合は、その程度に応じて8点から3点の範囲で工事成績を減ずる。

(10) 調査基準価格を下回った価格で契約する場合には、近畿地方整備局管内における平成18年度及び平成19年度の工事成績評定点の当該工種の平均値が70点未満の場合、当該工事の契約日から請負者が提出する完成通知書に記載の完成日（道路維持作業等の契約においては契約期間終了日）または契約締結後1年を経過する日まで、近畿地方整備局が発注する新たな工事（当該工種に限る（小額工事も含む）。）への参入を認めない。なお、平成18年度及び平成19年度で工事实績がない場合は、70点未満と見なし同等に扱うものとする。

(11) 手続における交渉の有無 無。

(12) 契約書作成の要否 要。

(13) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

- (14) 技術提案書のヒアリングを行う場合がある。
- (15) 技術提案書の審査内容
別紙 1 による
- (16) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 4 (1) に同じ。
- (17) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記 4
(3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (18) 詳細は入札説明書による。

以 上